

令和 8 年 度

雫 石 町 予 算 書
(企 業 会 計 を 除 く)

岩 手 県 雫 石 町

目 次

議案第 20 号 令和 8 年度雫石町一般会計予算	7
第 1 表 歳入歳出予算	9
第 2 表 繰越明許費	16
第 3 表 債務負担行為	17
第 4 表 地 方 債	18
議案第 21 号 令和 8 年度雫石町国民健康保険特別会計予算	21
第 1 表 歳入歳出予算	22
議案第 22 号 令和 8 年度雫石町御明神財産区特別会計予算	27
第 1 表 歳入歳出予算	28
議案第 23 号 令和 8 年度雫石町介護保険事業勘定特別会計予算	33
第 1 表 歳入歳出予算	34
議案第 24 号 令和 8 年度雫石町介護保険介護サービス事業勘定特別会計予算	41
第 1 表 歳入歳出予算	42
議案第 25 号 令和 8 年度雫石町立雫石診療所特別会計予算	47
第 1 表 歳入歳出予算	48
第 2 表 地 方 債	50
議案第 26 号 令和 8 年度雫石町後期高齢者医療特別会計予算	53
第 1 表 歳入歳出予算	54

雫石町一般会計予算

議案第 20 号

令和 8 年度雫石町一般会計予算

令和 8 年度雫石町一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 11,045,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(繰越明許費)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により繰り越して使用することのできる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

(債務負担行為)

第 3 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 3 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 4 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 4 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 5 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,500,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和8年2月26日提出

雫石町長 猿 子 恵 久

歳入

第 1 表 歳入歳出予算

款	項	金額
1 町 税		2,286,897 千円
	1 町 民 税	760,653
	2 固 定 資 産 税	1,273,819
	3 軽 自 動 車 税	70,455
	4 た ば こ 税	123,057
	5 入 湯 税	58,913
2 地 方 譲 与 税		244,000
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	44,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	158,000
	3 森 林 環 境 譲 与 税	42,000
3 利 子 割 交 付 金		1,000
	1 利 子 割 交 付 金	1,000
4 配 当 割 交 付 金		5,000
	1 配 当 割 交 付 金	5,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		8,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	8,000
6 法 人 事 業 税 交 付 金		30,000
	1 法 人 事 業 税 交 付 金	30,000
7 地 方 消 費 税 交 付 金		440,000

	1 地 方 消 費 税 交 付 金	440,000
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		15,000
	1 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	15,000
9 環 境 性 能 割 交 付 金		250
	1 環 境 性 能 割 交 付 金	250
10 地 方 特 例 交 付 金		35,573
	1 地 方 特 例 交 付 金	35,573
11 地 方 交 付 税		3,940,262
	1 地 方 交 付 税	3,940,262
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		1,700
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	1,700
13 分 担 金 及 び 負 担 金		26,677
	1 負 担 金	26,676
	2 分 担 金	1
14 使 用 料 及 び 手 数 料		99,010
	1 使 用 料	91,097
	2 手 数 料	7,913
15 国 庫 支 出 金		1,175,670
	1 国 庫 負 担 金	710,356
	2 国 庫 補 助 金	460,672

款	項	金額
	3 委 託 金	4,642 千円
16 県 支 出 金		789,375
	1 県 負 担 金	340,501
	2 県 補 助 金	358,221
	3 委 託 金	90,653
17 財 産 収 入		45,495
	1 財 産 運 用 収 入	26,243
	2 財 産 売 払 収 入	19,252
18 寄 附 金		402,001
	1 寄 附 金	402,001
19 繰 入 金		724,278
	1 基 金 繰 入 金	724,273
	2 特 別 会 計 繰 入 金	5
20 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
21 諸 収 入		88,511
	1 延 滞 金 加 算 金 及 び 過 料	2,702
	2 町 預 金 利 子	3,160
	3 貸 付 金 元 利 収 入	16,700

		4 雑 入	65,949
22 町	債		686,300
		1 町 債	686,300
	歳 入	合 計	11,045,000

歳出

款	項	金額
1 議 会 費		109,775 千円
	1 議 会 費	109,775
2 総 務 費		1,921,250
	1 総 務 管 理 費	1,651,606
	2 徴 税 費	136,623
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	83,738
	4 選 挙 費	29,422
	5 統 計 調 査 費	7,214
	6 監 査 委 員 費	12,647
3 民 生 費		2,603,767
	1 社 会 福 祉 費	1,527,375
	2 児 童 福 祉 費	1,076,392
4 衛 生 費		1,239,539
	1 保 健 衛 生 費	651,297
	2 清 掃 費	545,873
	3 上 水 道 費	42,369
5 労 働 費		16,296
	1 労 働 諸 費	16,296
6 農 林 水 産 業 費		830,422

	1 農 業 費	663,606
	2 林 業 費	166,816
7 商 工 費		428,073
	1 商 工 費	428,073
8 土 木 費		1,303,057
	1 土 木 管 理 費	16,835
	2 道 路 橋 梁 費	828,359
	3 河 川 費	88,003
	4 都 市 計 画 費	51,792
	5 下 水 道 費	252,274
	6 住 宅 費	65,794
9 消 防 費		433,907
	1 消 防 費	433,907
10 教 育 費		1,217,768
	1 教 育 総 務 費	349,723
	2 小 学 校 費	259,714
	3 中 学 校 費	113,093
	4 社 会 教 育 費	309,888
	5 保 健 体 育 費	185,350
11 災 害 復 旧 費		10

款	項	金額
	1 農 林 水 産 業 施 設 災 害 復 旧 費	4 千円
	2 公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	6
12 公 債 費		936,135
	1 公 債 費	936,135
13 諸 支 出 金		1
	1 普 通 財 産 取 得 費	1
14 予 備 費		5,000
	1 予 備 費	5,000
歳 出 合 計		11,045,000

第 2 表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
9 消防費	1 消防費	消防施設等維持管理事業	17,270 千円

第 3 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
農業近代化資金借入に対する利子補給	令和 8 年度より 令和27年度までの 20年以内	農業近代化資金額に対する年利1.0%以内の利子補給額
設備改善資金借入に対する利子補給	令和 8 年度より 令和22年度までの 15年以内	設備改善資金額に対する年利2.0%以内の利子補給額
小規模小口資金借入に対する保証料補給	令和 8 年度より 令和12年度までの 5 年以内	小規模小口資金額に対する保証料率0.7%以内の保証料補給額
いわて起業家育成資金借入に対する保証料補給	令和 8 年度より 令和22年度までの 15年以内	いわて起業家育成資金額に対する保証料率1.5%以内の保証料補給額

第 4 表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
公 共 事 業 等 債	千円 53,000	普 通 貸 借 又 証 券 発 行	6.0%以内 <small>(ただし、利率見直し方式 で借り入れる資金につい て、利率の見直しを行った 後においては、当該見直し 後の利率)</small>	政府資金については、その融資条件により、銀行その 他の場合にはその債権者と協定するところによる。 ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を 短縮し、若しくは繰上償還または低利に借換えること ができる。
緊 急 防 災 ・ 減 災 事 業 債	40,200	同 上	同 上	同 上
公 共 施 設 等 適 正 管 理 推 進 事 業 債	18,200	同 上	同 上	同 上
緊 急 自 然 災 害 防 止 対 策 事 業 債	45,700	同 上	同 上	同 上
緊 急 浚 渫 推 進 事 業 債	11,300	同 上	同 上	同 上
脱 炭 素 化 推 進 事 業 債	36,200	同 上	同 上	同 上
こ ども ・ 子 育 て 支 援 事 業 債	16,700	同 上	同 上	同 上
デ ジ タ ル 活 用 推 進 事 業 債	40,100	同 上	同 上	同 上
辺 地 対 策 事 業 債	424,900	同 上	同 上	同 上
計	686,300			

雫石町国民健康保険特別会計予算

議案第 21 号

令和 8 年度雫石町国民健康保険特別会計予算

令和 8 年度雫石町国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1, 7 6 6, 3 1 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1 0 0, 0 0 0 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第220条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における款内でこれらの経費の各項の間の流用。

令和 8 年 2 月 2 6 日提出

雫石町長 猿 子 恵 久

第 1 表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 国民健康保険税		297,793 千円
	1 国民健康保険税	297,793
2 使用料及び手数料		30
	1 手数料	30
3 国庫支出金		1
	1 国庫補助金	1
4 県支出金		1,319,992
	1 県補助金	1,319,992
5 財産収入		229
	1 財産運用収入	229
6 繰入金		147,860
	1 他会計繰入金	143,659
	2 基金繰入金	4,201
7 繰越金		1
	1 繰越金	1
8 諸収入		404
	1 延滞金、加算金及び過料	401
	2 雑入	3
歳入合計		1,766,310

歳 出

款	項	金額
1 総 務 費		18,994 千円
	1 総 務 管 理 費	14,494
	2 徴 収 費	4,196
	3 運 営 協 議 会 費	304
2 保 険 給 付 費		1,303,904
	1 療 養 諸 費	1,107,521
	2 高 額 療 養 費	192,680
	3 移 送 費	1
	4 出 産 育 児 諸 費	2,502
	5 葬 祭 諸 費	1,200
3 国 民 健 康 保 険 事 業 費 納 付 金		389,843
	1 医 療 給 付 費 分	251,144
	2 後 期 高 齢 者 支 援 金 等 分	97,159
	3 介 護 納 付 金 分	31,900
	4 子 ど も ・ 子 育 て 支 援 納 付 金 分	9,640
4 保 健 事 業 費		23,950
	1 保 健 事 業 費	9,850
	2 特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	14,100
5 基 金 積 立 金		15,217

	1 基金積立金	15,217
6 公債費		13,390
	1 公債費	1
	2 財政安定化基金償還金	13,389
7 諸支出金		1,012
	1 償還金及び還付加算金	1,011
	2 繰出金	1
歳出合計		1,766,310

雫石町御明神財産区特別会計予算

議案第 22 号

令和 8 年度雫石町御明神財産区特別会計予算

令和 8 年度雫石町御明神財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 16,366 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 8 年 2 月 26 日提出

雫石町長 猿 子 恵 久

第 1 表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 県 支 出 金		6,758 千円
	1 県 補 助 金	6,758
2 財 産 収 入		3,627
	1 財 産 運 用 収 入	74
	2 財 産 売 払 収 入	3,553
3 繰 入 金		5,979
	1 基 金 繰 入 金	5,979
4 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
5 諸 収 入		1
	1 雑 入	1
歳 入 合 計		16,366

歳出

款	項	金額
1 総務費		2,084 千円
	1 総務管理費	2,084
2 農林水産業費		14,282
	1 林業費	14,282
歳出合計		16,366

雫石町介護保険事業勘定特別会計予算

議案第 23 号

令和 8 年度雫石町介護保険事業勘定特別会計予算

令和 8 年度雫石町介護保険事業勘定特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2, 1 3 1, 6 7 5 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1 0 0, 0 0 0 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における款内でこれらの経費の各項の間の流用。

令和 8 年 2 月 2 6 日提出

雫石町長 猿 子 恵 久

第 1 表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 保 險 料		427,802 千円
	1 介 護 保 險 料	427,802
2 使 用 料 及 び 手 数 料		10
	1 手 数 料	10
3 国 庫 支 出 金		513,580
	1 国 庫 負 担 金	350,457
	2 国 庫 補 助 金	163,123
4 支 払 基 金 交 付 金		553,962
	1 支 払 基 金 交 付 金	553,962
5 県 支 出 金		314,695
	1 県 負 担 金	303,568
	2 県 補 助 金	11,105
	3 委 託 金	22
6 財 産 収 入		1,431
	1 財 産 運 用 収 入	1,431
7 繰 入 金		320,112
	1 一 般 会 計 繰 入 金	320,111
	2 基 金 繰 入 金	1
8 繰 越 金		1

	1 繰越金	1
9 諸収入		82
	1 延滞金加算金及び過料	1
	2 雑入	81
歳入合計		2,131,675

歳 出

款	項	金額
1 総 務 費		43,810 千円
	1 総 務 管 理 費	23,123
	2 徴 収 費	1,237
	3 介 護 認 定 審 査 会 費	19,450
2 保 険 給 付 費		2,012,376
	1 介 護 サ ー ビ ス 等 諸 費	1,788,348
	2 介 護 予 防 サ ー ビ ス 等 諸 費	70,763
	3 高 額 介 護 サ ー ビ ス 等 費	60,711
	4 特 定 入 所 者 介 護 サ ー ビ ス 等 費	90,386
	5 そ の 他 諸 費	2,168
3 地 域 支 援 事 業 費		74,027
	1 介 護 予 防 ・ 生 活 支 援 サ ー ビ ス 事 業 費	36,544
	2 一 般 介 護 予 防 事 業 費	3,086
	3 包 括 的 支 援 及 び 任 意 事 業 費	34,286
	4 そ の 他 諸 費	111
4 基 金 積 立 金		1,459
	1 基 金 積 立 金	1,459
5 公 債 費		1
	1 公 債 費	1

6 諸 支 出 金		2
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	1
	2 繰 出 金	1
歳 出 合 計		2,131,675

雫石町介護保険介護サービス事業勘定特別会計予算

議案第 24 号

令和 8 年度雫石町介護保険介護サービス事業勘定特別会計予算

令和 8 年度雫石町介護保険介護サービス事業勘定特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 12, 210 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 8 年 2 月 26 日提出

雫石町長 猿 子 恵 久

第 1 表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 サービス収入		9,999 千円
	1 予防給付費収入	9,999
2 繰入金		2,210
	1 一般会計繰入金	2,210
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
歳入合計		12,210

歳出

款	項	金額
1 サービス事業費		12,209 千円
	1 介護予防支援事業費	12,209
2 諸支出金		1
	1 繰出金	1
歳出合計		12,210

雫石町立雫石診療所特別会計予算

議案第 25 号

令和8年度雫石町立雫石診療所特別会計予算

令和8年度雫石町立雫石診療所特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 539,879千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、150,000千円と定める。

令和8年2月26日提出

雫石町長 猿子 恵久

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 診 療 収 入		262,240 千円
	1 入 院 収 入	109,625
	2 外 来 収 入	122,343
	3 そ の 他 診 療 収 入	30,272
2 使 用 料 及 び 手 数 料		1,843
	1 手 数 料	1,843
3 繰 入 金		196,578
	1 一 般 会 計 繰 入 金	196,578
4 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
5 諸 収 入		17
	1 雑 入	17
6 町 債		79,200
	1 町 債	79,200
歳 入 合 計		539,879

歳出

款	項	金額
1 総務費		427,398 千円
	1 施設管理費	427,398
2 医療費		74,164
	1 医療費	74,164
3 公債費		38,316
	1 公債費	38,316
4 諸支出金		1
	1 繰出金	1
歳出合計		539,879

第 2 表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
辺地対策事業債	千円 79,200	普通貸借 又証券発行	6.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還または低利に借換えることができる。
計	79,200			

雫石町後期高齢者医療特別会計予算

議案第 26 号

令和 8 年度雫石町後期高齢者医療特別会計予算

令和 8 年度雫石町後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 283,743 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 8 年 2 月 26 日提出

雫石町長 猿 子 恵 久

第 1 表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 保 險 料		204,474 千円
	1 後 期 高 齡 者 医 療 保 険 料	204,474
2 使 用 料 及 び 手 数 料		6
	1 手 数 料	6
3 繰 入 金		78,849
	1 一 般 会 計 繰 入 金	78,849
4 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
5 諸 収 入		413
	1 延 滞 金 及 び 過 料	8
	2 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	400
	3 雑 入	5
歳 入 合 計		283,743

歳出

款	項	金額
1 総務費		4,441 千円
	1 総務管理費	1,079
	2 徴収費	3,362
2 後期高齢者医療広域連合納付費		279,301
	1 後期高齢者医療広域連合納付費	279,301
3 諸支出金		1
	1 繰出金	1
歳出	合計	283,743